

団体構成員の思想信条の自由

高柴, 将太
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/16941>

出版情報：学生法政論集. 4, pp.33-46, 2010-03-23. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)
Kyushu University
バージョン：
権利関係：



団体構成員の思想信条の自由

高柴将太

はじめに

I. 2つの事件の概要

1. 南九州税理士会事件
2. 群馬司法書士会事件
3. 両者の共通点

II. 2つの事件の判旨

1. 南九州税理士会事件
2. 群馬司法書士会事件

III. 団体の行為の有効・無効の基準

1. 団体の目的の範囲
2. 団体構成員の協力義務

IV. 私見

1. 目的の範囲
2. 協力義務
 - (1) 協力義務の範囲
 - (2) 思想良心の自由との関係

おわりに

はじめに

本稿は、団体の行為がその構成員の思想信条の自由と衝突する場面を、憲法学の視角から検討しようとするものである。その素材として2つの判例——南九州税理士会事件¹と群馬司法書士会事件²——を取り上げる。いずれの事件も、団体の目的に必ずしも関連するとはいえない金員の抛出とこれに対する構成員の協力義務が争点となった事例であるものの、裁判所はまったく異なる判断を示した。しかも、その判旨には明確でないところがあり、他の判例との整合性についても疑念を抱かせるものである。以上のような問題意識のもと、本稿ではまずその2つの事件について概観したうえで、現在までの学説・判例において団

¹ 最三小判平成8年3月19日民集50巻3号615頁。

² 最一小判平成14年4月25日判時1785号31頁。

体の行為の有効・無効を判断する際の最大の考慮要素となってきた「目的の範囲」（民法34条）について、その評価基準を問いなおしたい。そのうえで、団体構成員に課される協力義務の限界というもう一つの争点を考えてみたいと思う。

I. 2つの事件の概要

1. 南九州税理士会事件

強制加入団体である南九州税理士会は、税理士法改正への対処活動として政治資金規正法上の政治団体である南九州税理士政治連盟に金員を寄付することを決定し、そのための資金とするため、各会員から特別会費5000円を徴収するという特別決議をした。これに対して、その会員である税理士（上告人）は反対の意を表明し、本件特別会費を納入しなかったため、役員選挙の選挙人名簿に登録されないまま当該選挙が実施された。そこで本件寄付は税理士会の目的の範囲外の行為であり、そのための本件特別会費を徴収する旨の本件決議は無効であると主張して、特別会費の納入義務を負わないことの確認を求めた。

2. 群馬司法書士会事件

強制加入団体である群馬司法書士会は、阪神・淡路大震災により被災した兵庫県司法書士会に3000万円の復興支援拠出金を寄付することを決議し、そのための資金を同会の会員から登記申請事件1件当たり50円の徴収による収入をもって充てることとした。そして、この決議に従わない者に対しては、特別負担金の10倍相当額の納入を求めるなどの不利益な処分が課されることとなっていた。これに対して一部の会員（上告人）が、本件拠出金を寄付することは同会の目的の範囲外の行為であること、その負担を強制することは許されないことを理由として、本件決議の無効および、負担金の支払義務の不存在を争ったものである。

3. 両者の共通点

上の説明から分かるように、これらの事件には共通点が少なくない。具体的には、①税理士会、司法書士会ともにその業務を円滑に遂行するために設立された職業団体であること、②その業を行うものは必ず加入しなければならないという強制加入制をとっていること、③当該金銭を拠出することは、団体内において多数決原理に基づき決定されたこと、④当該金銭は個々の会員から強制的に徴収されることとなっており、これに従わない場合には構成員に不利益が課されること、が挙げられる。

かような類似点にもかかわらず、裁判所による解決は真二つに割れることとなった。次にこの点を紹介しよう。

II. 2つの事件の判旨

1. 南九州税理士会事件

まず税理士会の事件について、最高裁は次のように判示した。すなわち、税理士会が政治献金をすることは、たとえそれが税理士業務に関する法令への対処活動であったとしても「税理士会の目的の範囲外の行為であり、右寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の決議は無効であると解すべきである」。

一見したところ、税理士会の目的の範囲を狭く解しているようだが、そうではない。むしろ、「民法上の法人は、法令の規定に従い定款又は寄付行為で定められた目的の範囲内において権利を有し、義務を負う」が「定款に明示された目的自体に局限されるものではなく、その目的を遂行する上で直接又は間接に必要な行為であればすべてこれに包含され」として目的の範囲を広く解している。それにもかかわらず本件活動が目的の範囲外とされたのは、次のような理由に基づく。

税理士会は法律で定められた強制加入の団体である。すると、「法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定され」る。しかも、その会員である税理士に実質的には脱退の自由が保障されていない。そのため、会員の協力義務にも限界があり、政治献金をなすことは個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定されるべき事柄であるということからしても、政治献金に対する構成員の協力義務には限界があるというのである。

以上のとおり、団体内に様々な思想信条が存在することを理由に、構成員の協力義務には限界があるとして本件政治献金は目的の範囲外とされ、本件決議は無効とされた。

2. 群馬司法書士会事件

他方、群馬司法書士会事件では、最高裁は以下のように述べている。

司法書士会は、その目的を遂行するうえで「直接又は間接に必要な範囲で、他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等をする 것도その活動範囲に含まれるというべきである。そして、3000万円という本件拠出金の額については、それがやや多額にすぎるとはならないかという見方があり得るとしても、阪神・淡路大震災が甚大な被害を生じさせた大災害であり、早急な支援を行う必要があったことなどの事情を考慮すると、その金額の大きさをもって直ちに本件拠出金の寄付が被上告人の目的の範囲を逸脱するものとまでいうことはできない」として本件拠出金を寄付することは目的の範囲内であるとした。また、その資金の調達方法も「公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情がある場合を除き、多数決原理に基づき自ら決定することができるものというべきである」としたうえで、本件負担は「会員に社会通念上過大な負担を課するものでは

ないのであるから、本件負担金の徴収について、公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情があるとは認められない」として、上告人の訴えを退けた³。

上述の税理士会の事案とは逆に、本件拠出金の寄付行為は目的の範囲内であるとし、これに対する協力義務も肯定されたのである。

既述のように両者は多数の共通点を備えながら、問題となった行為が団体の目的の範囲内かどうか、これに対する会員の協力義務は存するかどうか、という諸点についてまったく逆の結論が導かれた。ではこのように結論を分ける要因はどこにあるのであろうか。以下、この点を他の判例、学説に照らしながら概観する。

Ⅲ. 団体の行為の有効・無効の基準

1. 団体の目的の範囲

民法34条によって、法人は「法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内」において権利能力を有するとされていることから、団体の行為の有効性について論じる際には、まずこの「目的の範囲」が問題となる。従来判例学説は、定款の記載等を基準としながら、定款に明示された目的のみならず、その目的を遂行するために必要な事項を含むとして広く解している⁴。とはいえ、どこかで線を引く必要があるものの、その基準は必ずしも明確ではない。例えば税理士会による政治献金や他の司法書士会のための義援金のように、直接的には団体の目的に関連していなくても間接的には関連しているように思われる行為はどのように判断されるべきであろうか。

判例をみると、南九州税理士会事件では、政治献金を税理士会の目的の範囲外としている。その根拠として、税理士会は法律およびそれに基づく定款によってあらかじめ会の目的が定められ、税理士会の活動がその目的に反していないか法務大臣の監督に服すること、そして強制加入団体であることが挙げられている。つまり最高裁は「法規上および定款上の厳しさ」⁵と強制加入団体たる性質を重くみて目的の範囲を限定的に解釈すべきだと判断しているのである。そこでは、団体構成員の思想信条は様々であるにもかかわらず、強制加入団体の場合には脱退の自由が保障されていないことが考慮されているだろう。任意加入団体と比べて目的の範囲が厳格に解されるというこの判示は、学説においても有力な見方である⁶。

³ なおこの判決には深沢武久裁判官、横尾和子裁判官からそれぞれ反対意見が付されている。これについては後述する。

⁴ 織田博子「判批」私法判例リマークス2003〈下〉12頁を参照。

⁵ 鍛冶良堅「法人の『目的の範囲』」星野英一編『民法講座Ⅰ』（有斐閣・1984年）186頁。

⁶ この点に関して八幡製鉄政治献金事件（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁）が通常引き合い

ところが、群馬司法書士会の事件においては、税理士会と同じ強制加入団体でありながら、災害支援拠出金の徴収は司法書士会の目的の範囲内であると判示された。この結論の差異はどこから生じるのか。両者とも本来の「目的」との距離、すなわち、それぞれの金銭拠出と団体の目的との関係の希薄さは大差がないように思われる。現に、司法書士会事件の1審判決⁷は、災害義援金は「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない」と述べた上で、「司法書士会がそのような活動をすることは法の予定していないところである」として目的との関連性を否定している。また、最高裁判決の深澤武久裁判官の反対意見も、本災害義援金は「法が定める本来の目的ではなく、友会の災害支援という間接的なものである」として、目的との直接的な関連性を否定した⁸。ところが、税理士会の判決でこのような関連性の低い行為は目的の範囲外とされているにもかかわらず、本判決では目的の範囲内とされているのである。

この、結論の差異を生じさせる要因として、すぐに思いつくのは問題となっている拠出金の性質である。確かに政治献金と災害義援金という拠出金の性質の違いはあるが、これが目的の範囲の判断に影響を与えるのか。この点に関して本判決は、当該災害義援金は群馬司法書士会の業務の一環であり、その活動範囲に含まれるというだけである。目的との関連性を有するという根拠について、何ら客観的な説明をなしていない。筆者にはこの点、ただ災害義援金の必要性の考慮のみをもって目的の範囲内としているようにしか思えないのである。そして、そのような価値判断のみで結論が左右されることに大いに疑問を感じるものである。

2. 団体構成員の協力義務

次に団体の行為が目的の範囲内かどうかとは別に、団体構成員に当該行為に対する「協力義務」があるかどうかの問題となる。団体の行為が民法の規定に従い目的の範囲内とされても、必ずしも団体構成員はそれに従わなければならないわけではない。上述の事例をみれば分かるように、団体の多数決原理による決議や活動にも、構成員の思想・信条との

に出される。周知のように、この事件では八幡製鉄が自己の資本から政治献金を行い、株主がそのような政治献金は目的の範囲外であると主張し、無効を争った。これに対して最高裁は、目的の範囲内としている。またこの点に関する判例として他には国労広島地本事件（最三小判昭和50年11月28日民集29巻10号1698頁）があり、労働組合が政治献金のための特別会費を徴収することの是非が争われた。最高裁は、この政治献金について目的の範囲内としつつ、構成員の協力義務を否定し、当該労働組合の行為を無効と判示している。このように、同じ政治献金であっても、任意加入団体では目的の範囲内と判断されやすいようである。

⁷ 前橋地判平成8年12月3日判タ923号277頁。

⁸ ただし、この深澤裁判官の反対意見は、この目的との関係の希薄さをもって目的の範囲外であるとしているわけではない。そのような間接的な行為に、限度を超えた金額の拠出、会員に対する厳しい不利益が伴うことをもって目的の範囲外としているようである。横尾和子裁判官の反対意見も同旨であり、両者とも災害義援金を目的の範囲内とする余地はあるとしている。

関係から制約がありうる⁹。団体の行為に対して負担金の拠出を義務づけることは構成員の思想信条の自由に反しているのか。また、そのような協力はどの範囲まで義務づけられるのか。本件で問われたのもこのことである。

まずは、協力義務の範囲に関して検討しよう。この協力義務の範囲に関して初めて言及したのは、先にすこし触れた国労広島地本事件判決である。同判決において最高裁は「問題とされている具体的な組合活動の内容・性質」と「組合員に求められる協力の内容・程度・態様等」を比較衡量して、協力義務に限定を加えるという判断枠組みを示した¹⁰。そして、その上で労働組合の政治献金を目的の範囲内としながら、協力義務を否定している。

さて、南九州税理士会事件では、「法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている」ため、その要請される協力義務にもおのずから限界があるとしている。そして、その上で政治献金は「会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である」として、協力義務を否定している。しかし、この判決は「構成員の協力義務の具体的な限界を判断するための枠組みを明示しておらず、「反対する会員の思想・良心と強く衝突する事柄について会員の協力義務が否定される以上に、強制加入団体のどのような活動に関して会員の協力義務が肯定され、あるいは否定されるのかは、明らかでない」¹¹。

さらに、この判決は目的の範囲と協力義務を混同した議論を行い、両者を一体的に判断

⁹ 八木良一「判批」曹時50巻12号（1998年）151～168頁。

¹⁰ また、1987年に日弁連が「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律案」の制定に際して反対運動を行い、そうした決議の可否が争われた日弁連スパイ防止法反対運動事件の二審判決（東京高判平成4年12月21日自正44巻2号99頁）は「特定の政治的な主義、主張や目的に出たり、中立性、公正を損なうような活動をするには許されない」とし、これをふまえた上で戸波江二教授は本判決の税理士会に認められる活動の範囲に関して「当該活動が多数決等によって手続的に正当化されていることの他に、内容的に団体の目的に関連する事項について」「政治的中立性を逸脱しない活動であることを要する」（戸波江二「南九州税理士会正規献金徴収拒否訴訟」平成4年度重要判例解説9頁）という別の基準を提示している。しかし、これに対しては団体としての意思決定に基づく政治的活動を『政治的に中立』と評すことの問題を別にしても、目的の範囲内における政治的活動の能力を一般的に出発点にできるか否か疑問（西原博史「公益法人による政治献金と思想の自由」ジュリ1099号（1996年）104頁）という批判がなされ、また、そもそもこの基準も『比較考量論』を暗黙の前提としていると思われ、いずれの基準を採用しても、「その適用の結果それぞれ大きな違いはない」（渡辺康行「団体の中の個人」法教212号（1998年）36頁）との指摘がある。本稿は基準の適用の結果に焦点を当てて検討するため、ここでは深く立ち入らない。

¹¹ 市川正人「強制加入団体における会員の協力義務」平成11年度重要判例解説11頁。市川教授はこの中で、南九州税理士会事件においても、上述の「比較衡量を行った結果、会員の協力義務を否定するという判断に至ったのかもしれない」と述べているが、その経緯が同判決に記されていないため、協力義務の限界が不明であるとしている。

している¹²。つまり、「思想の自由侵害を理由として会員の協力義務を否定する国労広島地本事件判決的アプローチではなく、思想の自由侵害を理由として『目的の範囲外の行為』という帰結を導きだしている」¹³。そして、あえて誤解を恐れずに言うならば、税理士会の判決は目的の範囲外と判断した後、協力義務について詳細な判断を行っていないのではない¹⁴。そこまでは行かずとも実質的には判断を放棄するという結果を招いているのではないか。このような目的の範囲という枠組みで構成員の権利侵害の有無を判定する論理、すなわち、「主観的権利を侵害するために客観法的に違憲というに等しい論理は、一見人権保障に手厚いように見えるが、構成員の『自己の意に反して一定の政治的態度や行動をとることを強制されない自由』としての思想の自由を確保する上では、他にあまりに多くの衡量要素が取り込まれる民法43条論は、あまり安定的な手法ではない」¹⁵。

これに対して群馬司法書士会事件の最高裁判決は、国労広島地本事件判決の比較考量論を採用することを明確に示している。加えて、目的の範囲内であることと、協力義務とを別個に議論している。すなわち、当該拠出金が目的の範囲内か否かをまず判断した上で、範囲内とされた場合に、個々の構成員の権利を考慮して協力を義務づけることができるのか否か判断を行っているのである。

筆者は、税理士会の事件においてもこのような二重の判断枠組みが採用されるべきであったと考える。その場合には、税理士会の政治献金も目的の範囲内であるが、協力義務はないとして、つまり団体の行為としては有効であるが構成員に協力を義務づけることはできず、無効であると考えられる。その根底には、政治献金という団体の目的に間接的に関連する行為そのものを無効とするのは行き過ぎであるという考えがある。政治献金は直接的には税理士会の目的に関連していなくとも、結局は同会の利益になるものである。また、この団体のいったん有効に成立した行為を後に無効と解するのは、民法の未成年者保護と同等の効力を与えることになり、取引の安全を害することとなる。このようないったん有効に成立した行為を、はじめから無効とする論理は慎重に用いなければならない。

では以上のように目的の範囲と協力義務とを別個に議論するとして、後者について、判例と同じように政治献金と災害義援金とで結論を分けるのは妥当か。その点に関連してくるのが、負担金の拠出を義務づけることは構成員の思想信条の自由に反しているのかという議論である。

¹² 南九州税理士会事件判決をこのように読む見解として、たとえば岡田信弘「判批」法教269号（2003年）51頁。

¹³ 渡辺康行「判批」平成8年度重要判例解説14頁。

¹⁴ 西原教授は「あくまで構成員の思想の自由を問題にし、救済の必要がある場合には民法43条違反（現34条）を明示し、必要がなければ判断に踏み込まないという態度を最高裁は採る」（西原・前掲註（10）103頁）と断言している。

¹⁵ 西原・前掲註（10）103頁。

この点に関して南九州税理士会事件の判旨は、国労広島地本事件判決の枠組み、すなわち政治活動のための費用負担を強制することは、構成員個人の政治的自由・信条を侵すから許されないとする論旨を黙示的に踏襲している¹⁶。その上で「政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである」と述べている。団体の政治献金のための資金の拠出の強制は、特定の政治家・政党の支援の強制につながり、思想信条の自由を侵害するものであるということに異論はなからう。

では群馬司法書士会事件の判旨はどうであろうか。災害義援金の拠出の強制は思想信条の自由の侵害にあたるのであろうか。この点に関して最高裁判決は全くといってよいほど触れておらず、「本件負担金の徴収は、会員の政治的又は宗教的立場や思想信条の自由を害するものではな」と述べているにすぎない。「したがって、憲法19条の保障する『思想・信条の自由』の法意を明確にした上で、それがどのような団体決定の場合に侵害されることになるのかの見極め方を明らかにする作業が、本判決では手つかずのままそっくり残されてしまった¹⁷。ではどのように解するのが妥当なのか。これについては、私見で検討する。

IV. 私見

それでは、これまでの分析を基に同じ強制加入の公益団体でありながら、税理士会と司法書士会の事件において結論が異なった理由をここでは目的の範囲と協力義務という学説・判例上の議論に照らしながら検討したい。

1. 目的の範囲

先にも述べたように、この両者の事件の結論を分けた要因として、問題となっている拠出金の性質の相違が挙げられよう。災害義援金と政治献金では、直感的に性質が異なるように思われる。しかし、これが果たして両者の判決の結論を分ける指標となりえるのであろうか。いま述べた金員の性質の違いを重視しているように思われるのが司法書士会の最高裁判決である。そこでは、「直接又は間接に必要な範囲で、他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等をするのもその活動範囲に含まれるというべきである」とされ、本件義援金がこれに当たると判断された。確かに他の司法書士会への支援を

¹⁶ 中島茂樹「判批」高橋和之＝長谷部恭男＝石川健治編『憲法判例百選Ⅰ〔第5版〕』（有斐閣・2007年）83頁を参照。

¹⁷ 岡田・前掲註（12）51頁。

謳っていることからすれば、この義援金供出を目的の範囲内と解することに問題はないだろう。しかし、それならば、税理士会の政治献金も目的の範囲内ということにならないだろうか。税理士会の政治献金も税理士法改正をめぐる運動の一環だったことを考えると、当然に会の目的に関連する行為とは言えなくとも、間接的に関連するとして目的の範囲内であると言うことは可能であろう。また、そもそも金員の性質が違うからといって、「目的」の判断が変わってくるとは思えない。当該金員の性質は、その金員の抛出の強制が構成員の権利を侵害することになるか否か、すなわち会員の協力義務の有無を判断する場面で問題となるのであって、目的の範囲の判断要素とはなりえないように思われる。

また強制加入と任意加入で判断が異なるというのが学説・判例の大方の見方である。これは、個々の構成員の思想信条が当然に異なることが根拠とされ、強制加入団体の目的の範囲は制限的に解されるというものである。しかし、筆者のみるところ、強制加入・任意加入の区別は協力義務の判断には影響を及ぼすが、目的の範囲には影響を及ぼさない¹⁸。これについては後述する。

筆者は目的の範囲に関して、定款の目的に直接関係する行為だけでなく、間接的に関係する行為も広く認め、この基準を緩やかに解すべきだと考える。構成員の権利との衝突に関しては協力義務他方をどこまで認めるのかという観点から判断すべきであると考えられる。

もちろん、定款等に記載された行為からかけ離れた活動まで無制限に認めるわけではなく、その定款等の文言から導出できる範囲にとどまる。しかし、実質的にはかなり広い範囲で認めることになるだろう。これは既述のように、間接的に団体の目的に関連する、本件政治献金のようなものまで一律に無効とするのは行き過ぎであり、一社会の構成員である団体に対して、いったん有効に成立した行為を目的の範囲外であるとして無効にするのは、取引の安全を害するという考えが根底にあるためである。それは本件のような政治献金、災害義援金についても当てはまる。政治団体や被災地の他の司法書士会にとって寄付金の受給は当然の権利とは言えないから、その効果について危険を負担しても仕方ないという論理は簡単には肯定できない。無効とされた場合には現存利益の範囲で返還せねばならず、現存利益の普通の解釈によると、その残っている金銭のみならず、その金銭を用いて換価した財産も現存利益に含まれるため¹⁹、受贈者にとってはかなりの負担であり、これを認

¹⁸ 団体の構成員の政治的信条が各人各様であることは、強制加入制であるがためではなく、法規上定款上の目的に従って組織されているためであるという見解も存在する。強制加入制であることは政治的信条をいっそう区々にするであろうが強制加入任意加入制など団体の性質を重視するのではなく、「法規上および定款上の厳しさ」が重視されたからであるとされる（田村和之「判批」判例評論332号（1982年）23頁を参照）。

¹⁹ 内田貴『民法Ⅰ〔第4版〕』（東京大学出版会・2008年）122頁を参照。

めることはできないと言うべきであろう²⁰。

以上の視点から判決を見ると、群馬司法書士会事件では災害支援金が必ずしも定款の目的に反するということはできず、目的の範囲内の行為であり、判決は是認されうる。ところがその一方で、南九州税理士会事件には再考の余地があるのではないか。「税理士会の政治活動がまったく許されないと解するのは妥当ではない。民法上の権利能力の観点からすれば、税理士会の本来の目的と関連する政治活動まで否定されるべきではないからである」²¹。よって本件についても目的の範囲内とするのが妥当であると思われる。

2. 協力義務

(1) 協力義務の範囲

既述のように、強制加入団体が任意加入団体かの相違によって、「目的の範囲」に関する判断が左右されるのはおかしい。しかし、各構成員にどこまで協力を義務づけられるのかという問題には関連するだろう。また、拠出金の性質の違いもこの問題に影響を及ぼすと考えられる。以下ではこの強制・任意加入、拠出金の性質の相違という、協力義務の範囲の判断に影響すると思われる2つの要素について順に検討を行う。

強制加入団体であることは、その団体に関係する業を行おうと思った場合に、必ず加入しなければならず、税理士会の最高裁判決も述べているように、「構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定される。したがってその構成員の協力を義務づけることのできる範囲は当然に狭くなる。すなわち、その範囲は厳しく審査されなければならない。これに対して任意団体は脱退の自由も保障され、一定の目的のもと、ある程度同じ志向を有する者が集まるために、その範囲は強制加入団体と比して相対的に協力義務の範囲は緩やかに解されるであろう。

ところで、税理士会、司法書士会のような団体がわざわざ強制加入制をとり、消極的結社の自由を制限することが許されるのは、高度の専門性を有する税理士相互による規律がその業務の維持と向上という公共的目的にとって不可欠であると考えられるためである²²。そのため、強制加入制をとっているのにもかかわらず、目的の範囲内の行為に対して協力義務がないと簡単に是認してしまっただけでは、強制加入制をとってまで達成しようとするその団体の目的が空虚なものとしてしまうという議論があり得るかもしれない。しかし、そのような目的の達成を阻害してでも守られなければならないのが、憲法に規定される個々の諸権利である。もちろん、それは無制約ではないため、この場面においては最終的に

²⁰ 鈴木竹雄「政治献金の最高裁判決について」旬刊商事法務531号（1970年）110頁を参照。

²¹ 戸波江二「判批」平成4年度重要判例解説9頁。

²² 木下智史「判批」民商116巻1号（1997年）116～128頁。

は「問題とされている団体の具体的な活動の内容・性質（強制加入制によって達成しようとする目的）」と「構成員に求められる協力の内容・程度・態様等（個々人の憲法上の権利）」を比較衡量して、どちらが優先されるかが判断されることになる²³。この衡量の中で、憲法上の権利を制約してまでも団体構成員すべてがその決議に拘束されなければならないほどの公益を有するのか実質的に判断される。また、構成員の権利が優先されても、目的の範囲を広く解すると、その決議は有効であるが構成員は必ずしも従う必要はなく、自主的な協力のみ認められるという判断が可能であり、一律に有効・無効としない柔軟な解釈ができるであろう。このような衡量を行うことによって、実質的に個々人の権利の保障と団体の目的の達成によって生まれる公益とのバランスをはかることは重要である。

次に拠出金の性質の相違について検討する。上述の2つの事件では政治献金と災害義援金が問題となったが、果たして構成員の協力義務の範囲を論じる上で、この2つの拠出金に差異は意味をもつのであろうか。筆者は、その違いはないと考える。団体の政治献金、災害義援金の寄付に対して、構成員はどちらも等しく金員の拠出の強制、つまり団体の判断、思想に対して支持を強制されている²⁴。また、先の八幡製鉄政治献金事件では、最高裁は災害救援資金の寄付と政治献金を質的に同じとみて、会社の政治献金を肯定している。南九州税理士会事件では政治献金の拠出の強制が思想信条の侵害にあたるとしているのに、災害義援金の場合にあたらぬとするのは判例の間で矛盾が生じるのではないだろうか²⁵。

筆者は、この点につきどちらの事件においても協力義務は否定されるべきではないかと考える。群馬司法書士会判決では、災害義援金の徴収決議は「公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情がある場合を除き、多数決原理に基づき自ら決定することができるものというべきである」とした上で、そのような公序良俗に反するような事情は存在しないとして、協力義務を肯定している。この判断の前提として「今日では政治的思想にかかわる事項は、団体の多数決原理によって各構成員を拘束することはできないが、たとえば本件復興支援金のような人道的寄付にかかわる事項は思想信条の自由を侵害する程度が低く、各構成員を多数決原理に従わせてもよいとの価値判断が大勢を占めてい

²³ また、任意加入団体では構成員に対する制約の程度が相対的に小さいため、先にも述べたように強制加入団体よりも協力義務の範囲は緩やかに解される。しかし、このことを逆手にとって「いやならでていけ」と、団体の方針にそぐわない考えをもつ構成員に対して脱退を迫ることは断じて許されない（蟻川恒正「思想の自由と団体規律」ジュリ1089号（1996年）204頁を参照）。

²⁴ 災害義援金が19条の「思想良心」に当たるかについて疑問があるかもしれないが、これについては節を改めて検討する。

²⁵ 山田創一「判批」法セミ571号（2002年）78頁を参照。なお、この中で山田教授はこの矛盾を根拠として、「群馬司法書士会訴訟最高裁判決は、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決の判例変更への道をいみじくも開いたといつてよいのではなからうか」と述べているが、解釈の態度としては従来判決と整合的に解するのが素直であるといえ、筆者は賛同できない。

るといってもよい（傍点筆者）」²⁶という考慮が垣間見える。しかし、果たしてその論理で協力義務まで認めて良いものか。筆者には疑問である。またそもそも、その価値判断で協力義務の範囲を論じることは許されないと考える。本件復興支援金は決議に反した場合に厳しい不利益を伴う強制であり、とても侵害の程度が軽微であるとは言えず、群馬司法書士会事件の1審判決でも述べてられているように「目的との間の均衡を失し、強制加入団体が多数決によって会員に要請できる協力義務の限界を超えた無効なものである」と解されるべきである。よって、いずれの事件においても協力義務も否定されるべきであり、また拋出金の性質の相違はこの結論を変えるものではないと考える。

(2) 思想良心の自由との関係

もっとも憲法19条によって保障される「思想・良心」との関連において政治献金と災害義援金は区別されるべきであろうか。

税理士会事件の政治献金のための金員の拋出の強制が、思想良心の自由の侵害に当たるというのは受け入れられやすいように思われる。どの政党、政治家を支持するかという政治的思想は、19条で保護される思想の中でも中核的なものであろう。しかし、団体がある政党・政治家を支持するというだけで、それは党派的であり、また本件は強制加入団体であることに鑑みても、思想良心の自由の侵害に対して厳しく審査されなければならない、右政治献金のための特別会費徴収は19条に反するといえるだろう。

では災害義援金の拋出の強制について、これと異なる結論を導くことはできるだろうか。筆者は災害義援金の拋出の強制も思想信条の自由の侵害にあたる则认为。義援金を送るかどうかは自主的に決定されるべき問題であり、他から強制されるものではない。そこで、憲法19条の保障対象をどのように捉えるにせよ、災害義援金が倫理的・人道的見地からなされるものである限り思想信条の自由に抵触する则认为²⁷。現に、1審判決はこれと同じ理解を示している。

このことを意識しているのか、最高裁は「本件拋出金は、被災した兵庫県司法書士会及び同会所属の司法書士の個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭補てん又は見舞金という趣旨のものではなく、被災者の相談活動等を行う同司法書士会ないしこれに従事する司法書士への経済的支援を通じて司法書士の業務の円滑な遂行による公的機能の回復に資することを目的とする趣旨のものであった」²⁸として倫理的・人道的見地からなされたものではないとしている。このように解すれば、憲法19条の思想信条の自由を広く捉えても、本件拋出金への協力義務の要請が構成員の思想・信条の自由を侵害するとは言いえないと

²⁶ 織田・前掲註(4)11頁。

²⁷ 田中祥貴「判批」六甲台論集46巻2号(1999年)227頁を参照。

²⁸ 原審(東京高裁平成11年3月10日判時1677号22頁)もこの点に関して詳細に、同様の判示を行っている。

考えられたのかもしれない²⁹。しかし、このような弁明には無理があるように思われる。この災害義援金の拠出は群馬司法書士会の義務であったわけではない。群馬司法書士会が「阪神・淡路大震災は、そのような論理で傍観者を決め込むことを許さないほどの大災害であった」³⁰という価値判断をもって、人道的見地から拠出したとみるのが自然であろう。それを、人道的見地からではなく、あたかも司法書士業務の回復という司法書士に課された義務を果たしただけだとする議論は前提を見失っており、妥当ではない³¹。

よって、以上の論拠から災害義援金の拠出の強制も19条の思想信条の自由の侵害にあたりと考える。

おわりに

以上、南九州税理士会と群馬司法書士会の事件を中心に検討を行ったが、これらの判決には不明な点や疑問に感じられる点が多々存在する。特に、団体の行為が有効であるか否かの判断には、判決間で整合的でないところがあり、またそうした判断の経緯が示されていないという点が大きな問題である。筆者はこの点について、目的の範囲を広く解することによっていったんは団体の行為の成立を認め、その中で協力義務を別に判断するべきであると考えた。このように目的の範囲と協力義務を別個に論じることで、政治献金など団体の行為が目的に関連していないとは言い切れないような微妙な行為でも、一律に有効・無効とするのではなく、たとえばそれが構成員の自主的な金員の拠出によってなされる場合には有効に成立するとし、柔軟な対応が可能となる。

また、特定の目的のための金員の拠出は、その思想を有していなくても団体の行為を支持することになる。そして、通常、その団体の行為の内容決定に際して、構成員には積極的・能動的に関与する機会が保障されていない。つまり、そこでは「支持」は、能動的ではなくて自動的であり、強制的である³²。このような、内心と異なる行為を強制されるという意味において、思想良心の自由を侵害していると言える金員の拠出は、それが災害義援金の寄付のためであっても、思想良心の侵害にあたるだろう。災害義援金も政治献金の場合と同じ意味で「思想」の一部を構成するというべきであると考えられる。

本稿では団体の政治献金、災害義援金という特定の目的のための金員の拠出という問題を扱ったが、一般会費から構成員の意に反して金員が拠出される場合の問題が残されてい

²⁹ 田中・前掲註（27）227頁を参照。

³⁰ 浦部法穂「判批」国際人権9号（1998年）18頁。

³¹ 筆者は、何も災害義援金を否定するわけではない。あれほどの大災害において義援金は必須のものであり、町の復興に大きな役割を果たしたと思われる。しかし、そのような主観的な価値判断と憲法学の視角から客観的に当該拠出金について論じることは区別すべきだと考える。

³² 蟻川・前掲註（23）201頁を参照。

る。この点、蟻川教授が詳細な議論を展開している³³が、本稿では立ち入ることができなかった。この問題については、評論の機会を待ちたい。

この分野における問題は個々人の憲法上の権利に密接に関わるものであり、団体という私人による権利侵害は、現代においてもしばしば起こりうるものであって見過ごすことはできない。この重要な場面において憲法上の権利を保障するための実質的なしきみを確保していかなければならないであろう。そしてその枠組みを明確にしていく、理論的な構築を重ねていかなければならない。

³³ 蟻川・前掲註(23) 199～204頁。